

みなとみらい21エリアマネジメント活動助成事業実施要綱

制 定 平成21年9月2日

改 正 平成29年11月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人横浜みなとみらい21（以下「YMM」という）が、みなとみらい21地区における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための取り組み（以下「エリアマネジメント」という）に資する活動を公募し、選考委員会による選考を経て採択された提案に対して活動資金を提供（以下「助成」という）する、「みなとみらい21エリアマネジメント活動助成事業（以下「本事業」という）」の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象とする活動)

第2条 本事業の助成の対象は、みなとみらい21地区におけるエリアマネジメントに資する活動とし、また、みなとみらい21地区（中央地区、新港地区、横浜駅東口地区）内の活動とする。

(提案資格)

第3条 本事業への提案資格は、継続して活動している、または継続して活動しようとしている3人以上のグループ（以下「提案グループ」という）とする。

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる者は、提案資格が無いものとし、かつ助成の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) その他の団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

(助成の内容)

第4条 本事業には、助成金額の上限を1件当たり5万円とするコース（以下「みなとコース」という）及び1件当たり50万円とするコース（以下「みらいコース」という）を設ける。みなとコースでは、経費全額を助成し、みらいコースでは、経費合計の5分の4以内の額を助成する。

2 助成する回数は、みなとコースでは各提案グループにつき1回のみとし、また、みらいコースでは各提案グループの類似の活動につき3回までとする。

(対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という）は、助成を受けて行う活動（以下「助成活動」という）によって直接発生する経費とする。ただし、選考委員会が認める場合はこの限りでない。

2 対象経費のうち、アルバイト人件費及び助成グループメンバーの交通費の合計費用については、助成額の2分の1以下とする。

（提案）

第6条 提案グループは、指定する日までに、みなとみらい21エリアマネジメント活動助成金交付申請書（第1号様式）、提案書（第2号様式）、収支予算書（第3号様式）（以下「提出書類」という）をYMMに提出しなければならない。

（選考委員会）

第7条 本事業には、選考委員会を設置し、選考委員会により助成を行う提案グループを選考する。

2 選考委員会は、委員6人以内をもって組織し、委員の互選により委員長1名を置く。

（委員の任期）

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（選考委員会の審議）

第9条 選考委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

2 選考委員会は、みなとコースの提案グループについて、その提出書類により助成の可否及び助成する金額を決定し、みらいコースの提案グループについて、その提出書類及び公開による選考委員会（以下「公開選考委員会」という）にて助成の可否及び助成する金額を決定する。

3 選考委員会は、提案グループの取組意欲、その活動の適格性、地域性、独創性、実現性、費用対効果、継続性を基準に審査を行う。

4 委員長は、公開選考委員会の全部または一部の非公開を決定することができる。また、委員長が認める場合には、YMMの会員企業が公開選考委員会の審議に参加することができる。

5 選考委員会は、助成を決定するに際し、提案グループの活動に条件を付すことができる。

（助成金交付決定の通知）

第10条 YMMは、助成が決定した提案グループ（以下「助成グループ」という）に対し速やかにみなとみらい21エリアマネジメント活動助成金交付決定通知書（第4号様式）を

交付する。

- 2 YMMは、必要に応じ申請者又は前項の決定を受けたものが、第3条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(活動の実施および報告)

第11条 助成グループは、善良な管理者の注意を持って助成活動を行い、助成金を他の用途に使用してはならない。

- 2 助成グループは、事情の変更等により助成活動の遂行が困難になった場合など、活動の実施に問題が生じた場合は、速やかにYMMに報告しなければならない。
- 3 助成グループは、助成活動が終了後、速やかに、助成活動の成果を記載したみなとみらい21エリアマネジメント活動助成金対象活動実績報告書(第5号様式)、助成金に係る収支計算に関する事項を記載した収支決算書(第6号様式)及び領収書等経費の支出を証する書類又はその写し(以下「領収書等」という)、活動の中で作成した印刷物等(以下「報告書類」という)をYMMに提出しなければならない。

(助成金の交付および清算)

第12条 YMMは、報告書類に瑕疵がないと認められるときは、その報告書類に基づき、助成すべき最終的な金額(以下「確定助成額」という)を確定し、みなとみらい21エリアマネジメント活動助成金額確定通知書(第7号様式)を当該助成グループに通知する。

- 2 助成グループによるみなとみらい21エリアマネジメント活動助成金交付請求書(第8号様式)の提出を受けた後、速やかに確定助成額の全額を交付する。
- 3 第1項及び前項にかかわらず、助成グループは、活動期間中に交付金額の一部を一回に限り、領収書を添付したみなとみらい21エリアマネジメント活動助成金交付部分請求書(第9号様式)により請求することができる。
- 4 前項により、活動の途中で助成金の一部を交付した助成グループに対しては、確定助成額から既に交付した金額を差し引いた額を交付する。

(助成の取消し)

第13条 助成活動者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項に該当すると判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (3) 助成金を他の用途へ使用をしたとき。
 - (4) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) 法令違反等、その他YMMが助成の取り消すべきと判断する事実が判明したとき。
- 2 前項の規定は、助成金の交付後においても適用があるものとする。
 - 3 第1項の規定による取消しをした場合は、YMMは当該助成グループに対し、速やか

にその旨を通知し、当該助成グループは、助成活動の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、YMMにこれを返還しなければならない。

(その他)

第14条 本要綱に取り決めのない事項は、YMM及び選考委員会の協議により取り決める。

附則

この要綱は、平成21年9月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。